銷夏日抄 貳

明治三十五年九月

丁酉昌日九狀

書庫新設

敬古集復

天神講

大隈家の離縁の所

はにはは考

特別
14
1919
125

176403

四代目の筆の書函

大人の手の掃煤をうけて、[illegible]
筆函の出て来た、抽斗を[illegible]
[illegible]保存[illegible]
[illegible]式紙[illegible]
[illegible]
[illegible]

大人の話を聞くと第一番に腰掛を自己の二尾しも
地をいろ〳〵の孫をもため第四の板をその上
に畳を敷くもんそくと、何れも面白く安然を宗
取引致しと形容あるとき切りたる所さん
しかの或る人その際第四の孫のある第四を
祝とめ特に実を以て金を多く出す好き祝をしが
なくなるこまるとなる

○磯部四郎の奇言

是迄磯部四郎の後援者多れども
一とも色々の若き方々のつき祝戸常
の云ひ方いろ〳〵雨ふるい、どこうと振起もの
流つしてる振ひ……それどうこのまこと云

ある足をもて人間の一番下に位置をしたけれども
足を揚げて物を蹴ることのあるは人間の一番上部と
位置してそこの頭を下るのを足を上るのを目指で
ハあるいう我輩を足物の踏みを頭を下てるる
とナント面白いでそこの

○小松長平氏

京都の高足屋小松長平氏は中の酒屋
[illegible]のこと彼れも面白いものとなつた
彼の議員に地租改微あるを反対しとき陛下
を行幸の為に典者こうまれ反対しれナ」と仰せ
られ行幸を典者の何者を何のを如あを
其の小松ることをもつてとこことあるを生体小

杉之中山邸の附近なる住つて重要藩の公邸なる陸奥
の御紋のびや山邸なる松しまき素平流の屋敷
〜参候しに、特に陸奥と御用事あるべく
き御様の御表手なりとも思ひこと公なる、陸奥を
さんな関係なる素平流のことを清紀院なるべき
と御紋の産商図を賜はつたことなる素平流
天恩の厚きを感泣しつゝ之を用ゆるも勿体なく
恭しく床の写を飾つて主君陸奥に献ぐこと
ふ[illegible]し御菓子を賜はられたことなる又陸奥
素平流の酒肴なることを知はれて清酒を賜はつたこ
ともあるべき素平流なる陸奥の御用なる新役の
[illegible]と言つて

○金の病因

金の病因なる所なる多く病し毒素なる所なる
を行なるなる多く病の原因なるを以て
これなと思ふなるとの原因なる
思ひきりなる所なる[illegible]
永田町の屋敷なる於を病を獲し[illegible]
どなる海[illegible]、もの金を於なるとして迷ひ中ヤ
村なるを金の背印を[illegible]
[illegible]膜炎なるん[illegible]
[illegible]を[illegible]金を[illegible]
肺膜炎なる[illegible]
[illegible]

の方を高くの判紙をさらし竿に四後せしめ
[illegible]
十数の方
[illegible]
[illegible]
[illegible]

輪塔を無に天皇御宇以来のものと云ふことを立し
いかゝ土俗ひとゝなる埴輪を以て其以前の作
なるべきものとは云（まさしきまつ）、往来墳墓の周囲
に物を立て列ねることは云ふ風もとゝ埴を以て作る
のあを模造するとゝふ風もそうつゝ比る所見有
補の完形土俗を作ることを考へ合いとは
めるも作い難いまゝ思ふに以前の
ら埴輪円筒即ち土器形の物を墳墓の周囲
に列ねる風ゝ是つゝ所見有ゝ
から上に人形を乗せ深くも立てゝ
出しにあるとき、土俗以外の模造品中
にも或る土俗ゝ古いものゝもあるもの

土三山形屋製

所謂埴輪円筒をめぐらして如つくることゝ
同じ起つて来る或る墳墓に関しその周囲
円筒を巡らす垣の様なことを思ふつくるひとゝ
ことの事は解ること、或る墳墓に関しその周囲
は是等を集て玉の前んるものを陪位みの土留
めとも兼ねて埴めたのひとゝ考へる解ゝ
て来ること、玉垣ゝの本えゝ土留めゝの本えゝ
抑も玉垣と物部氏ゝ関係あるとゝ如ゝ考へ
と見る円筒も土留めゝ考へる円筒も共大
ち垣いのおゝ考へる円筒も共大
いのおゝ考へる土留めゝ立て深い深
云い列ゝ方とゝ呼ゝ円一種不動ゝ属ゝき

[illegible]の[illegible]の[illegible]の等の関係[illegible]べきもの
[illegible]の[illegible]あるの関係[illegible]
は土留めの延びて玉垣を囲ひて、玉垣の[illegible]
び土留めの長しとて、[illegible]二つの[illegible]
りまするの土留めとんとの間[illegible]九[illegible]
[illegible]さん、関西地方[illegible]玉垣を[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
土留を堅く[illegible]土留めて[illegible]
今も高く行[illegible]共[illegible]
特に述べる[illegible]

[illegible]さんの土留めの[illegible]
[illegible]を接ひ[illegible]
[illegible]関しては[illegible]
う、一体[illegible]土ひ[illegible]
[illegible]いの土を[illegible]
石を[illegible]
[illegible]ると[illegible]
留め土[illegible]の[illegible]
[illegible]つ[illegible]
[illegible]墓[illegible]の[illegible]
之を土[illegible]
め土[illegible]の[illegible]

へて丸太小籠の様なものを編み、又は縄の様なものを編み、又は竹を
曲げて矢来状の細枝の表に樽様を画し、此特
と思はんなり
土留めを為すに当りては、土中を堀めたるまゝ、
其上中の或分のみを土の上に見しとするものなれども、
が地上の部分をもつて延ばせば其使途の如きを生ず
るなり。地上に現はれたる部分は、深く土中に
埋めんば土留めの効なつて其形状の様なるを生ず
細枝を束ねたるものあるを伝へしなり、植輪円
周の形状上の特徴を籠に似たるものとし樽の
歪び書いたる様なる縦の並行線のみとなりたるもの
縦線を細枝を示したるこの、籠を画するまでべれる画

又は束ねる縄を示したるものとしてそのまゝ表現は縄
を表わしたるもの、隣りを合つて円周の棒画し
たるが同一水平面に於て互に合つて一続きの棒を以て其円周を連続さ
るも出来ますが、端を合つて円周の棒画
たる場合は異つたる平面に於つて向きの違
つたるものとして表はす、四角を言葉で表せば
長、只形状の如の道傳としたるものとなる
細枝の東の代りに土留めの円周を土留めとし
て腐るを防ぐ為めに切りたる分柱を
土留の円周に作つたのも石柱や石垣と同じ様

[illegible]を遺[illegible]を漕つて結果[illegible]土
蓙の囲囲を土蓙[illegible]
小敷を大夏葦[illegible]
[illegible]特殊の人の注意を惹くべきもの[illegible]
[illegible]して後を或る時[illegible]の間の風を[illegible]
[illegible]土蓙の囲囲を板の板を立て
[illegible]事[illegible]つて[illegible]人の[illegible]
又も囲囲を短くして之を[illegible]丈上の人[illegible]を作
深くすることの[illegible]
[illegible]只一番の麦藁を[illegible]
[illegible]出して[illegible]の人馬[illegible]行くの板を
[illegible]囲囲の板[illegible]の囲い
[illegible]簡単な埴輪囲囲と人馬及び行くの

板の[illegible]
を作する者[illegible]
彼の囲囲を[illegible]土馬等[illegible]
行[illegible]
囲の[illegible]
[illegible]を[illegible]

○書[illegible]

の文[illegible]
[illegible]四[illegible]
[illegible]
[illegible]

○

慶応の出版するところのものを見るに外国人は清国人の著述のみを欲するとのことなり

○

我国民の清書を愛ずる能わざるは図書録の発兌を待ちて解る、文部の所有に帰したる図書の数は二十五万、上野の図書録の発兌の数は二十万ひ、官公私立の図書録の発兌の書籍の総数七十万冊位さいろ、ひろ多国を合せしに数が既来の一図書録の発兌の数も多きなるべし

○

ひろ地方義所の翻刻が出て大分高価の書籍を多くいろいろの二ろ国の書を外国人に販

くくくく

○アッパルトンで出版した Oriental Gemmia
という題で、彩色図百三十枚、
七枚ほどのもの、三流ほどの絵図
彩色金五百弗、内七百弗撰集すると二千円をこ
くる

○サンプソン、ローで出版した米国海軍中尉のジエロン
ド氏の著述の American Yacht といふ三十一枚
ひろく、二十七枚のうつくしい彩色の絵
一冊で三百円以上といふのもまたくしいものだ

○七枚絵の彩色を施した海路ちがひ、シエークスピヤ
のフオリオ五冊は高ウペらのものもあるが一番ちの
二番といふ絵である、此位のアセニヤ

ムエエエ版本の高価を一寸挙げて見
やう

(1) Books of Hours 444 pages £20 guineas
(2) Original Illuminated Manuscripts 57 R.&
Stevenson, 3740 fai.
(3) William Morris' Kelmscott Press 66 vols.
600 guineas.

高価なることと女郎のごとき中々美本で彩色多く
紙刷のものでは四百四十頁の本で五千円、二十
四冊ものとて、次のスチベンソンの著作
を集つて十枚のうちの一のもの、ゆ刷さんこの
絵の手紙のあるものとひ、ミくあるもの七十四枚とも

高崎らしいようだが、次のもりスのケンムスコットは、
はるかに中を踏らしい考ひ掛つてゐるあるべき弱る
此度を引出してみることを吟味つたこと二印しう例ら
ない非常の二冊あるを掛つて掛らずあるを弱ふ
来ひあることを、流し新刊あるを印うこる
因是ならばあつたのが六千三百四と弱るといふを
そうして大しにあるる

○大隈氏の新聞紙

(九月十日)昨日のことを云ふ元命ばかりやつて
来た大隈侯爵のことを云ふのが命をあるもは
ごろ年新聞紙のあることをあつたが、元老の

山形県立

後をやつて命を新聞紙をあるやつて
南印度と後地をあることを云ふ事は、至国を行つて
ところを偽を閉鎖ひあるが、いくらの偽を
とこるをそれをいくらいくらの偽を
てこうしたことをあるを、事族
流の投げ出をひ或る一志隆る英磨を自
己の実印を捺して手紙を
とのつがくるの祝の程ひ英磨自多ふるこい
偽を金が続し出て来て、大隈侯の妹を
押えとする踏ぎとこと一ひあるこうい偽
金のつまを横領をあるこ
うあんたことあるを、大隈侯ひ

くらうと称する人ありつゝ英磐の妖魔もきゝ
及千年あるものゝ[illegible]ひあるべきこゝ[illegible]
え強きの地[illegible]うてもなほ[illegible]
い極るひあるべきか何人英磐の作を[illegible]
ひ方法を如何[illegible]
そうゝ[illegible]と[illegible]
と法心しなるべきしい[illegible]英磐[illegible]
[illegible]

[illegible]
とも[illegible]英磐の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

五十の無[illegible]

[illegible]

英磐石[illegible]

[illegible]

英[illegible]

英磐の[illegible]

○大隈侯邸の三時間

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

皇の尼御前長歌の一軸が表の掛けもとに貫
の侍る故無校の屏風や掛物などの飾りなど
ありつれど技術の拙きとそなむ侍る
夫人を和しもコンナイイサナ、ものすきの
と思ふ設けさせんとぞ侍しそのうち堅
手計りの書物の文最も書中の山水の表書を
拙いと一軸ありて侍とも番組中の中板本李杜
寺の清京諸物を始めとも足たが侍の文
ふ人を京都へ行つたときも元法を古法
法も知て列座し地方を元法を
度を知らるとの時の書物を元をして拙
無ふ元書物に一ふを以て元法を家

法心しを其為に元法を侍の新えを考
の事書の帝王の心を用の迎鏡を事と
すべきを拙ふを其後元法をの左右ぬ
ふを未だ新ふ大政事をみるべき後分
ふあるものとおのくの部をふを京出しも婚動
もしふを新角は事もみる
新性を生ず級ふの
絵模を紀ふ
の余の新えを答み
ふを不審ふを角
ふふ〳〵ふい御ふ
関係を云へんと

○天祐俳

[illegible]公の千年と[illegible]なる因もなく例のこの
[illegible]おいらは四十の坂を一二の数字の
[illegible]をみつる延喜の廚家を俳中[illegible]
[illegible]の御[illegible]の手の御の經の後向を元つて
俳中を寺入りの寺[illegible]る擬し四十八字
[illegible]一[illegible]信[illegible]の[illegible]の机と[illegible]をこの
[illegible]流の[illegible]を[illegible]世の[illegible]
[illegible]聞いし[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二来[illegible]どこ[illegible]おう[illegible]のある物[illegible]

[illegible]の風[illegible]豊公の親[illegible]武陽宮

[illegible]（真[illegible]）を保[illegible]

[illegible]の名[illegible]を附[illegible]

[illegible]（山形屋製）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

をやうをもちて一統の面のあつたい勝れたる寺々と
云へる所縁の面なりと云へり〜〜〜も漆塗の
りし所〜〜〜も鉢巻子海老の設けの高麗の格
つたがう〜〜〜も八十枚の畳を敷ける大広間床
〜〜を事長う石摺板〜〜〜

鋏等を生姜を次つぎに合せ其形を擬しとるもの
ときうぐの一面につきこの手の型紙を折流し
四ちいさなる輪形の型を雙おし
形鉢の仮の形を走みを排列し
のの形を排列しあるを其公の仮を擬しとる
てきぐく仮の菓子は先や金物口や
物ゑや章魚さんかの八んきし七ゆんも
寺の原の蛸もの文言これつきうえ仮
金物を金冠きぐく海老を物の顔
のりてきぐく、ほかのまく細くきり
ぐきを松の松の松ぐ擬ぐひしう抽ゑの
輪切の中のすのあきこきを原和事一の酒

茂ぐきかやと思ふんとうとこの手の品きの
を紙屋の面柏餅二つ打ゑし
ぐきうえ中く強毎とを牧と手や一枚
を揮ゑ、鞠を高宣ゑ
寺の原をとなるゆ原を紙を一場
の原形をとしたるを張出を
清水の元祝ぐく元の里を
ふとう強んうあ初めを物をと叫ぶ
せきを原をうきうえ吹きと先きうきゑ
拾七しの面銀を物ぐて大牧
を面銀を物ぐて仁サ祝原を原上げんと
銀ぐく初をとうを丈ぐうぐを明和えを看ふ

[illegible]

○ 陶器図譜　陶器図譜

[illegible]

[illegible]

自ら其人の跡を尋ねて石版画の如き事業を[illegible]
此書の石版画の如き事業を[illegible]
[illegible]
業[illegible]
[illegible]
[illegible]

セうん余之又右来人兼同国ニ〇六年ノ冬ヨリ石版ノ
法ヲ傳ヘ受ク英国製ノ器械並ニ摺ル石産ノ石及
模写物ノ墨ヲ求テ試ム尚又横濱天主堂ノ仏国
ノ教師及日本来ル人ノ商人並ニ日所イスパニア国ノ
教師等カ石版ヲ為セン為ニ見ヲ求ムルニ考合スル
松田敦カ年来石版ヲ メトモ其術ヲ得ス依テ同
シク七年一月右ノ法ヲ傳ヘ器械全具ヲ譲リ処ル
橋氏ヲシテ西カナセ尚又山岡氏ヨリモ摺ル芽ヲ
学ハシムルニ太宜シキヲ得ス故ニ仏国ノ石版術書
ヲ求テ三栗氏ニ訳ヲ乞テモ法ヲ用ヒテ一層精巧
ニ至ル此御摺山氏ヨリモ傳法ヲ学ハシム是ニ至リテ
漸ク其真ヲ印ス然レトモ未タ一枚摺ノ図面位

ヒヨウ止来又此陸軍並ニ文部ノ方者ニ於テモ石
版ヲ始メントスルトヽ書巻ノ世ニ出ルヲ見又依テ石版
術ノ妙ナルヲ世ニ知ラセ且ツハ此二業ノタクミナルヲ
我国ニ近歩サセン為メニ松田氏ニ托シテ叙士集説
陶器新編二巻ヲ謝リ印シ次ニ二三ノ書ヲ印
シ今日ニ至リ石版ノ錬磨モ随テ進ミ来ルヲ
大ニ用ル術トハナレル者ヲ人ニ
なる程ヲ隆明氏の紅毛氏の陶器ヲ多し
きの伝ヲ
[illegible]
我日本の陶器ヲ

ることを兼ねて其の希望する故に之を衆説に取り之を定め
あらん欲して考証を参酌せざるべからず先づ古人の為の
説きたる事以前の沿革を考へんことを要す
河の善人の説きたるもの甚だ善く開発
の作なることを知ることを要す
舞楽及び彼の説きたる支那の儒の学ある所んさる履歴
なることを支品を考へんことを鑑識ある学業
の後を品の善業及び代後を知ることを寺社及
び市家の後を存知しまる古傳を考へることを
法西陶工の後を精研の善と土石の事化を知ること
を知る法あり国風の初つを詳にすることを
秘説を考へることを以て博後の後を新旭の

美術を知ることを以て社寺及び市家の貴の高善に市
家のことを古来の夜しを振付のことを善
人及び骨董家の在ることを品を振付を拘の尺
本とする古の伝説の国と沿革の事化とを
磨をかの品を知を善悪をかの沿革を
学を国説を生を考へしめんとの心の
ることを善平を安心して新古の沿革
凡二千年の昔の人を説んとも考へる事を
十二年九月六日を考へしめ京都の
り大和紀伊を経て淡路の後を
前博磨を経て摂津和泉の
崇共沿革を土石を考へして精義を知し

勢を以て天正十一月二十五日五畿内
並中国の物品一千俵を仙石権兵衛の
法橋を差遣して今度二三を記す
親古集法橋高麗の駄書を以つて見べ
きを得べき歟
此書印刷の所もしらんもの多く稀なる
ものなり、因て紀年表五
個々皆秘蔵り氏の所有なることと
千五百年とある其内のれ品ろくきこ歟

○大隈伯談

俗ニ又ハ[illegible]ト称シ[illegible]の紳商ハ[illegible]
ヒ[illegible]の如く大きな城壁を作ったことがあり地
面を買うことをのぞむという傾向の勝負をする
ということがあり日々[illegible]の傾向の結果ハ私々の脳
の働きにより三井のごときハ[illegible]土地の
價格を上さうとすれば強んと潰んと仕方
つとめがある……まことに地面の價格を昂騰
する[illegible]人は一年三百五拾五日の十
年一日つと京都のあき大市うち[illegible]出来る[illegible]

会ひあるいは土地の價格を高値に評する自
然の勢ひなる、利益を目的とする者の
一戸を構へるとき[illegible]ごとくこれを出来るべ[illegible]
さて扨と大変革[illegible]
土地の騰貴を保ひひある土地所有者の性質を保
ちの結果なる、ここに於て社会問題起る
を始めい[illegible]のことなり貴族の人[illegible]
ものを呼称するも[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○横濱へ行る大学生徒募集

早稲田大学の学生募集を横濱の志有る人達へ伝さんと
せらるゝ初めとして横濱市中の
大隈侯を横濱市の恩人の況んや一
方ならぬ恩人なるに於ては一
寸の礼儀を尽さんと欲する者多
かるべし横濱の人士の中に
大隈侯の恩を忘れざる者多
と雖も四方八方の事なれば
あるべきいざさらば
横濱見物を兼ねて
キパキ拍手喝采
を得たりとの
ご用の者を
ご聞き遂げ
遂しつゝあるべし○横濱の
を
是迄の
横濱の
又も
の
くヤウキ
横濱
金
横濱
横濱高等
校友等の

二十数町を歩行して漸く長倉運動
場に達する頃は既に日暮れ
あつたが仕方なしに月明りを頼り
高畠を歩行し得たのは
一時を過ぎて宮下に着した
○此日の見物人
米沢市　長井市
荒川徒歩部　田沢村長谷
小松見景　西村長谷
真田大三郎　手塚長谷
沢口弥市　中山沖右衛門
三三と落ちの所を伺ひも出来あるが一寸も揚

濱の仮人物四の男人と共に長谷を一日遊ぶことを得たりと云ふの者とも
濱を流れ人流を地を流れ日暮時の長橋に相
ゆきて高人流木舟を地を流れを代表して流を
て美のみることを知らずして行くの市
なり一番の賦を長谷の先の第一の奏者を長谷
他もそれを準じて奏者することを知らざる
一番の治兵衛と長谷と他も長谷の御上揚
ゴ色所にあるところ揚屋を於て長谷の
山さてそれなるあと仕舞長谷ふ
の見の子屋の仕舞の長谷の
切りのようなるところを開いて○長谷角朝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○流行中

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆきしとき同じくまた丁程背の高さの四つ位しかなく我艦を見て怪しみ怒り支那の国語を自殺せしものなることをかたり一驚をゆずしたりとかたる後のあせちん

十二日曉を侵して倭雷艇後に東口の入を来たる我来遠威遠並びに練艦寶筏を新たに沈め敵を沈めたる、時に来たるの笠置帯邱賓仁威表の二貨帯林穎成方に陸に上りたる殺戮伎を逞しくせんとしたりしも十三日我笠置帯魚艦雷艇王登瀛等雷艇十二艘を率いて西口にて駆逃す、倭艦之を追ひ盡く撃ちて以て去る女の決水の信いと見活するを得たる者ろ成

人

威海陸道の陥るとき劉島の居民惶懼す兵輪笠置帯の戦を聞きさるの後交も其の間を編す兵員男水手之の乗和す、蓋し倭人雷艇の我艦を隔て東口に入るを我艦窓を沈め是日我雷艇の逃るを以て大兵勇水手の乗を斜して喫き出で、撃ちらしたるとき捉背の向つて生路を向かと敵うて島中大に擾る、在島の清洋兵拉く降を乞て以て衆心をあんぜんことを結ぶ洲昌調くして我れ事の為めに死なつることを知る如しかも我の為めに死なつるを新しく死するを世祝する能わざるを乃ち先づ出示

しと衆を接す、略謂の接兵ゆるまんとす因く
すること接を待たんと衆辨宜すること北の英の
水師兵官馬格禄ゴの海軍副統帯官ゴの定つ
れう兵輪官等数人並びに海員設誌とする密
の成議をなすを以て衆を以て沙昌を放さ
人とす十六の倭水陸後に艇を以て我をはめ我
請を遮艦を撃沈す、是日、右翼総兵劉步蟾手
槍を以て自ら撃ちて死す、沙昌を鎮とする
なり、十六の報有り後、中後軍、張文宣を捕し
沙昌之を斬る因て水手を令して之を囚し其
務要道負牛祖炳等各艦を巡視す

十二山形屋

ちなむ、ゴ、ゴ、ゴ

遠兵輪三鎮中等の蚊雷艇六九十艘を率ゐ、
而して美保関に達し、是日烟台の長官を以て
至めて勇猛なる東海李東衛に命じ、莱州に走て接戦
の途つを、世昌海軍の法船を以て力を敵し、敵船
を撃し国を完きを少びけ、或る者は敵船を奪
烟台を捕ることを得て、李東敵を零ること金ること
を減ず法船久さして敗れ、旋ち勇丁水
手双を霞して世昌を懾す、世昌稍之れを慰め、
艦を入るを美を仰ぐ、張文宣之れを結び、十八日
曉未四更許、未だ起きて死す、牛昶炳法船無い
洋員を以て降を議す、瑞乃爾世昌の前令
のめく船を沈め其を毀ちて乃ち降事を議ち

ことを請ふ、法船及び英国
英員洋威を降服を仮るこれを世昌に授
る所なり、李常潤入来を許す、牛昶炳
四月朔日海軍提督の印を以つて、和議の使
両員常陳聖先鎮遠艇と乗る所船を
以て傷ましの法を降を以て船隊十二
艘及び劉公島各砲台の軍資器械を傷
る納る、我海軍の地を掃ふて盡く失
姚氏の敗北を聞きて、世昌死の報我海軍の
ふとを喪ふ、世昌死の報我海軍の
一族彭助の法を以て聞き乗じ

おもかるるとき（かるとき十月　竹夜えくるす）

十二　仙船屋

十二 山形屋製

以下全て
白紙

明治三十五年
第九月一日起
筆
孝姿少人